

議案第 36 号

狭山市駅西口市民広場条例

条例別紙のとおり

平成 23 年 8 月 31 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市駅西口市民広場の設置及び管理に関し条例を制定したいので、この案を提出するものである。

狭山市駅西口市民広場条例

(設置)

第1条 安全な歩行空間の確保と快適な都市環境の実現を図るとともに、市民の憩いの場を提供することにより、市民相互の交流を促進し、にぎわいを創出するため、狭山市駅西口市民広場（以下「広場」という。）を狭山市入間川1丁目3番に設置する。

(行為の禁止)

第2条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、次条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 広場の施設及び設備を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (4) ごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 大声又は騒音を発する行為をすること。
- (6) 花火、たき火等火気を使用すること。
- (7) 所定の場所以外の場所において喫煙をすること。
- (8) 自動車、自転車その他の車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 寝泊りすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、歩行者の通行上又は広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

2 市長は、前項各号の行為をしたと認められる者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。

(利用の許可等)

第3条 次に掲げる行為をするために広場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 展覧会、演奏会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 物品の販売、飲食物の提供又は広告類の配布をすること。
- (4) 募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (5) 業として写真、映画等の撮影をすること。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 広場の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前項第 1 号から第 3 号までに規定する行為が、市民相互の交流の促進に寄与することなく、専ら営利を目的とする行為であると認められるとき。
- (4) その他広場の設置の目的に反すると認められるとき。

3 第 1 項の許可に係る広場の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 市長は、第 1 項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 4 条 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第 5 条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は広場の管理上若しくは公益上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第 3 条第 4 項の規定による条件に違反したとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市長は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(損害賠償)

第 6 条 広場の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に、広場の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第 7 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に広場の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 広場の利用の許可に関する業務

(2) 広場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、広場の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第2条第2項、第3条第1項、第3項ただし書及び第4項並びに第5条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第3項ただし書中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。